

5 客室

《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・仕事・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められます。

車椅子使用者用客室

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	ホテル、旅館又は下宿の客室	法及び条例の対象建築物で、ホテル又は旅館の客室
①設置数	●客室の総数が 50 以上の場合は、 車椅子使用者用客室 を客室の総数に 1/100 を乗じて得た数以上設けること。（端数切上）	令第 16 条第 1 項 客室の総数が 50 以上の場合は、 車椅子使用者用客室 を客室の総数に 1/100 を乗じて得た数以上設けなければならない。（端数切上）
	☆上記のほか、客室の総数が 51 以上 150 以下の場合は 1 以上、客室の総数が 151 以上の場合は 2 以上の 車椅子使用者用客室 を設けるよう努めること。（端数切上）	—
	☆客室の総数が 50 未満の場合は、1 以上の 車椅子使用者用客室 を設けるよう努めること。（端数切上）	—
②便所	★ 車椅子使用者用客室 の便所は次に定める基準に適合すること。	令第 16 条第 2 項第 1 号 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（ 車椅子使用者用便所 が設けられたものに限る。）が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。 令第 15 条第 2 項第 1 号イ 便所内に車椅子使用者用便所 を設けること。
出入口	●出入口の幅は、80cm 以上とすること。	令第 16 条第 2 項第 1 号口（1） 幅は、80cm 以上とすること。
	●出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	令第 16 条第 2 項第 1 号口（2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、 利用者 を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	—
内部	★車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	—

③浴室	★車椅子使用者用客室の浴室は次に定める基準に適合すること。	令第16条第2項第2号 浴室等は、次に掲げるものであること。 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
出入口	●令第16条第2項第2号口の基準に適合すること。	令第16条第2項第2号口（第1号口（1）） 幅は、80cm以上とすること。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	令第16条第2項第2号口（第1号口（2）） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	—
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
内部	★高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	令第16条第2項第2号イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
	★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	平成18年国交省告示第1495号 ・浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置 ・十分な空間の確保
	★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	—
④床面積	★室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用できる客室（「5客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用できる客室（令第16条で整備する客室）
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
車椅子使用者用便房	—	車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、国土交通大臣が定める構造の便房
浴室等	—	浴室又はシャワー室

《解説》

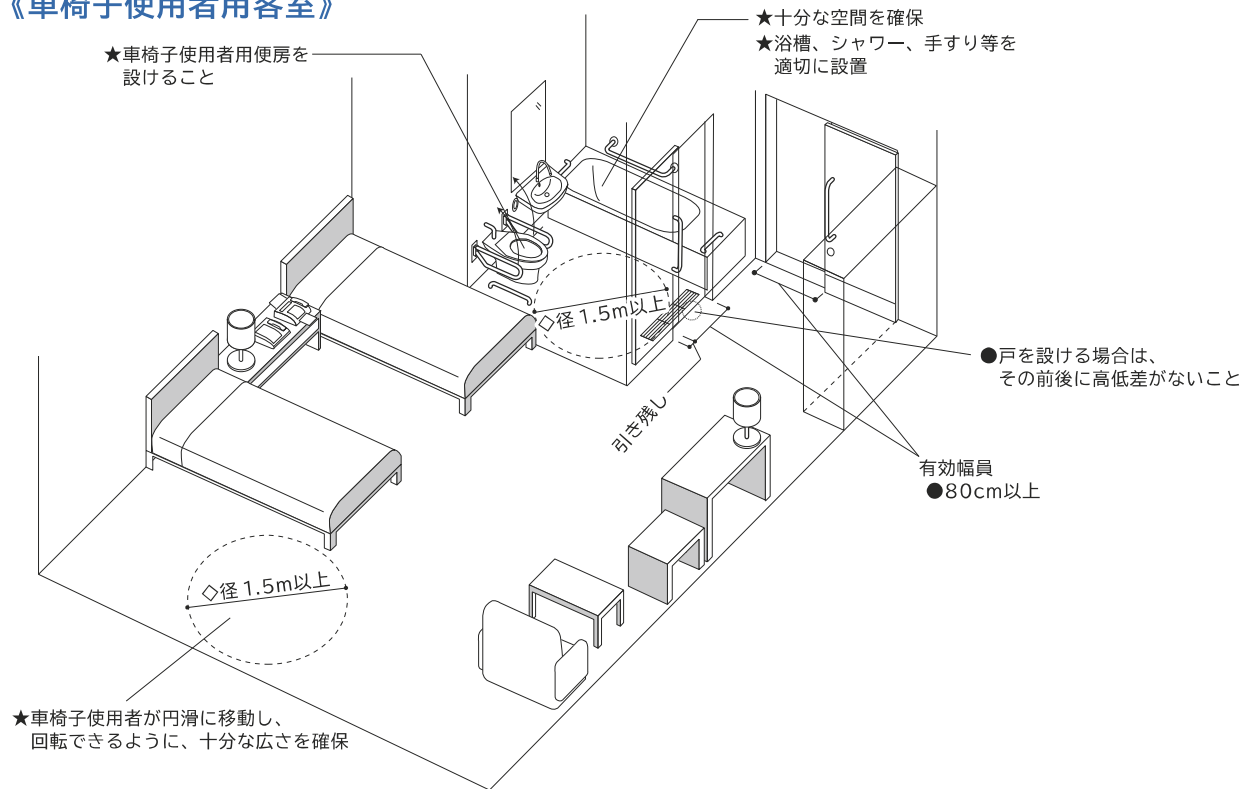
- ②③【便所・浴室】車椅子使用者が円滑に利用できるよう、室の大きさや設備の配置等に配慮する。水栓器具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ④【床面積】車椅子使用者が円滑に利用できるよう、余裕を持った床面積を確保する。

《望ましい整備》

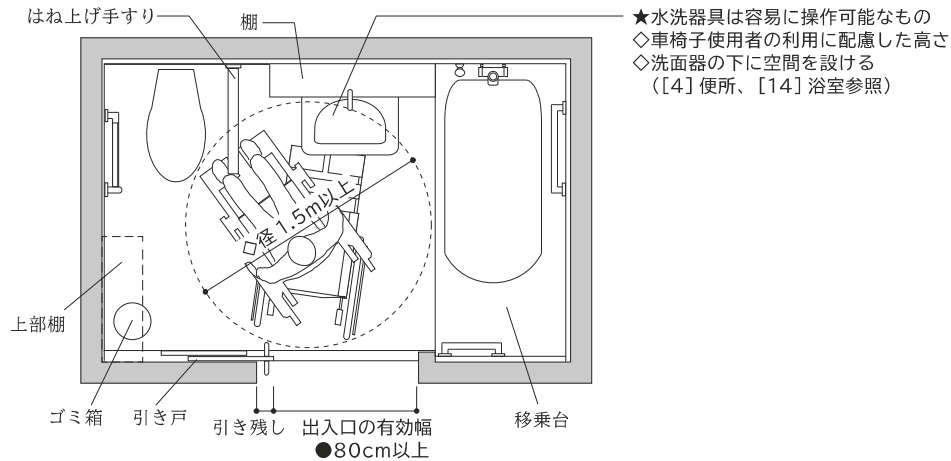
- ・客室は障害のない利用者にも利用しやすいものとする。
- ・フロント等では、利用者のニーズ、行動の特性等に配慮した人的、物的サポートを行う。
- ・浴室内、客室内に非常用の呼び出しボタンを設ける。
- ・水栓器具の冷温水の区別等は、点字やその他の表示により、容易に区別できるようにする。
- ・聴覚障害者用のドアノックセンサー、ファックス、目覚まし用バイブレーター、非常時の連絡用警報装置等を設ける、又は、貸出しできるようにする。
- ・車椅子の通行の支障となりやすいため、客室内の床面に毛足の長いカーペットは用いない。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《車椅子使用者用客室》



《バスルームの整備例》



《車椅子使用者用客室の設置数》

総客室数	設置数	
	★義務	☆努力義務 (義務数に以下の数を加算した室数を設置)
1～49室	—	1室以上
50室	1室以上	—
51～100室	1室以上	1室以上
101～150室	2室以上	1室以上
151～200室	2室以上	2室以上
201室～	総数×1/100 室以上	2室以上